

電気通信大学学友会会則

基本則

第1章(総則)

第1条(学友会の定義)

本会は電気通信大学学友会と称し、電気通信大学内にその本部を置く。

第2条(学友会の目的)

本会は、本会会員の大学生活の充実を目的として運営されなければならない。

第3条(学友会員)

1. 本会の会員であるには本学の学士課程の学生であることを必要とする。
2. 本会の会員は、本則及び各細則の定める、義務及び権利を平等に有する。

第3条の2(学友会員の義務)

1. 本会の会員は、別に定める細則に基づく学友会費を納入しなければならない。
2. 本会の会員は、本則及び各細則の規定に基づく決定事項、並びに総会における決議事項を遵守しなければならない。

第3条の3(学友会員の権利)

1. 本会の会員は、総会における議案提出権、被選挙権、審議権及び議決権を持つ。
2. 本会の会員は、学友会の行う活動に与ることができる。

第4条(基本則の最高規範性)

基本則は本会の最高規範である。

第5条(基本則改正の手続)

総会において、会員の五分之一を超える賛成数で可決された場合、基本則を改正または廃止することができる。

第6条(細則に関して)

1. 基本則に反しない範囲で細則を定めることができる。
2. 総会において、会員の六分之一を超える賛成数で可決された場合、細則を制定、改正または廃止することができる。

第2章(総会)

第7条(総会の立場)

総会は本会の最高の決議機関である。

第8条(総会の権限)

総会では以下のことを話し合い、必要ならば決定する。

1. 学友会全体に関する事項
2. 本会の予算及び決算に関する事項
3. 正副執行委員長の任命
4. サークルの承認及び取消に関する事項

第9条(総会の種類)

総会には次の二種類がある。

1. 定期総会
各期に一度開催される。
2. 臨時総会
執行委員長が必要と判断した場合または、全会員の五十分の一以上の連署をもって要求された場合に開催される。

第 10 条(総会の定足数)

総会の開催に必要な定足数は、会員の十分の一以上とする。

第3章(執行委員長)

第 11 条(正副執行委員長の立場)

1. 執行委員長は本会の最高責任者である。
2. 副執行委員長は執行委員長の補佐及び代理となるものである。なお、定員を2名とする。

第 12 条(執行委員長の任命・任期)

1. 正副執行委員長は総会で任命される。
2. 執行委員会は、総会開催の 21 日前までに、正副執行委員長を公募しなければならない。
3. 正副執行委員長に立候補する者は、総会開催の 14 日前までに執行委員会に届け出なければならない。
4. 執行委員会は総会の公示とともに、立候補者を公示しなければならない。
5. 正副執行委員長の任期は一期とし、再選を妨げない。
6. 正副執行委員長は任命された後、速やかにその旨を公示しなくてはならない。
7. 総会で正副執行委員長が任命されなかった場合を以下のように定める。
 - i. その総会を開いた正副執行委員長が引き続き職務を行う。
 - ii. 新たな正副執行委員長が着任するまでを任期とする。

第 13 条(執行委員長の職務)

1. 総会を開催する。
2. 正副執行委員長、会計委員長を除く各委員長を任命する。
3. その他、本会の代表者として必要な職務を行う。

第 14 条(執行委員長の権限の移譲)

任期中に執行委員長が欠員となった場合、副執行委員長が執行委員長の職務を代行するか、またはすみやかに臨時総会を開催し、正副執行委員長を任命しなければならない。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章(機関)

第 15 条(機関の職務)

本会の機関は次の職務を行う。

1. 可決議案の執行
2. 予算の作成・提出
3. 対外関係の処理
4. 各行事の運営
5. 予備費の支出・決算の総会への提出

第 16 条(機関の組織)

1. 第 15 条を実現するために、以下の機関を置く。
 - i. 執行委員会
 - ii. 会計委員会
 - iii. 新入生歓迎実行委員会
 - iv. 群青編集委員会
 - v. 調布祭実行委員会
 - vi. ネットワーク管理委員会
2. 各機関についての詳細は、会計委員会については第5章で、それ以外の機関については細則で定める。

第5章(会計委員会)

第 17 条(会計委員会の職務)

1. 会計委員会は本会の予算についての監査を行い、決算を総会に報告をする。なお、この職務は会計委員会の専権とする。
2. その他、本会の会計事務に必要なことを行う。

第 18 条(会計委員長の任命・任期)

1. 会計委員長の任命は執行委員長の指名に基づき、各機関の長の承認をもって行う。
2. 会計委員長の任期は一期とし、再任を妨げない。
3. 会計委員長は承認を受けた後、速やかにその旨を公示しなければならない。

第6章(財政)

第 19 条(収入)

1. 本会の収入は次の i から iii で充当する。
 - i . 会費
 - ii . 寄付金
 - iii . 上記、i 、 ii 以外の雑収益金
2. 会費についての詳細は細則で定める。

第 20 条(支出)

本会の支出は予算の形式で、総会で決議されなければならない。

第 21 条(決算)

本会の決算は、総会で報告されなければならない。

第 22 条(予備費)

1. 本会は緊急の際に備えて、予備費を計上することができる。
2. 予備費は会計委員長が承認し執行委員長が支出する。
3. 予備費を支出した場合、直近の総会で報告しなければならない。

第7章(年度)

第 23 条(本会の年度)

本会の年度は

前期六月一日より十一月三十日まで

後期十二月一日より五月三十一日まで

とする。

第8章(附則)

(施行年月日)本則は平成十六年六月一日より施行する。

平成二十九年六月一日一部改正。

平成二十九年十二月一日一部改正。

総会に関する細則

第1章 総則

第1条(目的)

この細則は、電気通信大学学友会総会(以下、「総会」という)の構成その他を定めることにより、厳正かつ円滑に議事を運営する事を目的とする。

第2条(定義)

本細則において「議長団」「議長」「副議長」「書記」とは、それぞれ「学友会総会議長団」「学友会総会議長」「学友会総会副議長」「学友会総会書記」のことを言う。

第2章 総会の公示

第3条(総会の公示)

1. 執行委員長は、総会の公示を少なくとも総会開催日の7日前には公示しなければならない。
2. 執行委員長は次の事を公示する。
 - i. 開催日時
 - ii. 開催場所

第3章 議長団

第4条(総会の議長団)

議長団は、議長、副議長及び書記により構成される。

第5条(議長の任命)

議長は、執行委員長が会場内の総会出席会員より指名し、会場内にいる総会出席会員の過半数の承認によりこれを決する。

第6条(議長の権利)

1. 議長は、会場内にいる総会出席会員の中から副議長及び書記を指名し、その事務の補佐に当てることができる。
2. 議長はあらかじめ総会の終了時刻を設定しなければならない。

第7条(議長団の義務)

議長団は、議事の運営に専念し、議事に参加することはできない。
ただし、議長は、議事の進行に関することには意見を述べることができる。

第4章 委任状

第8条(委任状)

1. 学友会員は、委任状を用いることにより、他の学友会員へ議決権を預けることができる。
2. 委任状の数は、出席会員数に含める。

第9条(有効となる委任状)

有効となる委任状には次の事が記載されていなければならない。

- i. 総会開催年月日
- ii. 委任者の所属及び氏名
- iii. 委任した年月日
- iv. 個人委任状の場合は、被委任者の所属及び氏名

第10条(委任状の種類)

委任状の種類は次の2種類とする。

- i. 個人委任状
- ii. 議長委任状

第11条(個人委任状)

1. 個人委任状は、自分以外の学友会員へ票を預けるものである。
2. 学友会員は、最大2人からの個人委任状を預かることができる。
なお、規定数を越えた個人委任状は、委任者の確認が取れない限り破棄される。
3. 議長団宛の個人委任状は、議長委任状として扱われる。
4. 個人委任状の数は、場内票に含まれる。

第12条(議長委任状)

1. 議長委任状は、議長によって決議における多数意見側の票数に加算される。
2. 議長団の票は、議長委任状として扱われる。
3. 議長委任状は、場内票に含まれない。

第13条(委任状の受付及び管理)

委任状の受付及び管理は執行委員会が行う。

第14条(委任状の取り下げ)

委任者は、委任状を取り下げる事ができる。

第15条(委任状の有効期限)

委任状は、その委任状に記載のある総会に限り有効である。

第16条(委任状の保管)

1. 委任状は、その委任状が有効となる総会の開催後6年間保管されなければならない。
2. 委任状の保管は、執行委員会が行う。

第5章 議案

第17条(議案の提出)

1. 執行委員会は、議案の提出日締切日を定め、その10日前までに公示しなければならない。
なお、総会当日に議案を提出することはできない。
2. 執行委員長は次のことを公示する。
 - i. 議案の提出締切日
 - ii. 議案の提出場所
 - iii. 議案の受付時間

第18条(議案の受理)

1. 議案の提出を望むものは、執行委員会に提出することができる。
2. 提出される議案は、書面でなくてはならない。

第19条(審議の順序)

1. 総会の審議の順序は、執行委員会がこれを定める。
2. 執行委員会は、次の優先順位に従って審議の順序を定めなければならない。
 - i. 学友会全体に関する議案
 - ii. 学友会の予算及び決算に関する議案
 - iii. サークルの承認及び取り消しに関する議案

第6章 決議

第20条(決議)

決議は次の場合に行う。

- i. 議案に対する審議が十分に行われたと議長が判断した場合
- ii. 採決要求動議が可決された場合

第21条(決議の特例)

1. 議長は、あらかじめ議長が定めた終了時刻に達した場合、審議中の議案を直ちに決議しなければならない。
2. 終了時刻に達した時点で審議されなかった議案または保留されていた議案は全て廃案となる。

第7章 議事録

第22条(総会の議事録)

1. 総会の議事録は、6年間保管されなければならない。
2. 総会の議事録の保管は、執行委員会によって行われる。
3. 執行委員会は、学友会員の要求があった時は可能な限り速やかに議事録を公開しなければならない。

第8章 有効決議録

第23条(総会の有効決議録)

1. 総会の有効決議録は、その決議が総会において削除されない限り保管しなければならない。
2. 総会の有効決議録は、文章形式で保管されなければならない。
3. 総会の有効決議録の保管は、執行委員会が行う。
4. 執行委員会は、学友会員の要求があった時は可能な限り速やかに有効決議録を公開しなければならない。

第9章 附則

第24条(施行年月日)

この細則は、平成十九年五月二十四日より施行する。

公聴会に関する細則

第1条(公聴会の目的)

公聴会は、本会運営に関する事項について会員が意見を交換する事を目的とする。

第2条(公聴会出席の権利)

会員でないものは原則として公聴会に出席できないが、執行委員長が認めた場合出席し意見を述べることができる。

第3条(公聴会の運営)

1. 公聴会の議事運営は執行委員長が行う。
2. 執行委員長は必要に応じて、司会進行役を出席会員中より任命することができる。

第4条(公聴会における議決)

公聴会においてはいかなる方法の議決も行ってはならない。議決された要件は無効とする。

第5条(施行年月日)

本則は平成十三年六月一日より施行する。

機関における細則

第1条(本細則の位置づけ)

この細則は、基本則第 16 条の会計委員会以外の機関について定める。

第2条(各機関の職務)

各機関は、以下に定める職務を行う。

1. 執行委員会
本会全体に関係する事務を行う。
2. 新入生歓迎実行委員会
新入生歓迎行事の企画運営を行う。
3. 群青編集委員会
学友会誌の編集及び発行を行う。
4. 調布祭実行委員会
調布祭の企画運営を行う。
5. ネットワーク管理委員会
本会全体のネットワーク全般の管理を行う。

第3条(各機関の長の任命)

1. 執行委員長の任命は基本則の第 12 条による。
2. その他機関は各機関内の委員の互選によって1名選出し、執行委員長が任命する。
3. 各機関の長の任期は一期とし、再任を妨げない。
4. 執行委員長は各機関の長を任命した場合、速やかにその旨を公示しなくてはならない。

第4条(各機関の委員の任免)

各機関の委員は当該機関の長が任免する。

第5条(各機関の委員の任期)

各機関の委員の任期は一期とし、再任を妨げない。

第6条(施行年月日)

本則は平成十三年六月一日より施行する。

学友会費に関する細則

学友会費に関する細則

第1条(会費)

1. 会員になるものは、入会時に次に定める会費を一括して納入しなければならない。
1 年次加入
……………20,000 円
2 年次加入
……………15,000 円
3 年次加入
……………10,000 円
4 年次加入
…………… 5,000 円
2. 過年次生が、本来の会員としての期間が失効したのち追加で会員の権利を得るためには、次に定める会費を一年間単位で一括して納入しなければならない。
過年次生追加加入
…………… 5,000 円
3. 各年次の期間は
四月一日より三月三十一日まで
とする。
4. 一旦納入された会費は、入学辞退者を除き原則として返却しない。

第2条(施行年月日)

本則は平成二十七年四月一日より施行する。

平成三十年六月一日一部改正。

サークルに関する細則

第1章(サークルとは)

第1条(サークルの定義)

1. 公認サークル及び準公認サークルとは、学友会員を含む同好の士を以て組織され、かつ総会で承認された団体を言う。
2. サークルの学友会公認及び準公認の承認は総会で決する。
3. 公認サークルとして承認される前には、準公認サークルであることを必要とする。

第2章(サークルの公認及び準公認について)

第2条(公認及び準公認に必要なこと)

1. 公認及び準公認を承認される際には以下のことを明らかにする必要がある。
 1. 正式名称
正式名称は「～委員会」等紛らわしいものをさけ、活動目的に則することが望ましい。
 2. 活動目的
特定の政治活動または宗教活動を行うことを目的としないこと。
 3. 構成員
準公認は構成員に学友会員が5人以上在籍することが必要である。
また、公認は構成員に学友会員が5人以上さらに、本学一年生が在籍することが必要である。
2. 公認を受けるには準公認サークルとして一年間程度活動していることを必要とする。

第3条(準公認期間)

1. 準公認サークルの準公認期間は承認された総会より二年間と一週間有効である。
2. 公認を受けた時点で準公認は失効する。

第4条(公認期間)

公認サークルの公認期間は原則として半永久的である。但し、総会において公認の取り消しが決定した場合、公認サークルが公認を辞退した場合は失効する。

第5条(公認または準公認の取消)

1. サークルの学友会公認及び準公認の取り消しは総会で決する。

但し、準公認の有効期間を過ぎた準公認サークルは、総会で議決されることなく準公認を取消される。

2. 以下のことが総会で報告され、取消が議決された場合、公認または準公認は取り消される。

- i. 活動目的に則した活動を行っていない
- ii. 本会の各機関及びサークル代表者会議指定の提出物を提出していない
- iii. 本会が公認するのにふさわしくない

第5条の2(準公認格下げ)

学友会公認サークルは、サークル構成員に学友会員が 5 人以上在籍していない場合は準公認に格下げとなる。

但し、サークル構成員が 5 人未満のサークルの場合、その構成員全員が学友会員だった場合に限り、これに当てはまらない。

なお、この準公認格下げは総会で決する。また、この条文により準公認格下げとなったサークルの準公認期間は二年間と一週間有効である。

第6条(公認または準公認の辞退)

公認サークル及び準公認サークルの公認及び準公認を辞退する場合は総会でその旨を報告する。

第3章(サークル代表者会議およびその開催について)

第7条(サークル代表者会議の定義)

1. サークル代表者会議は、学友会公認および準公認サークルの代表者により構成される。
2. サークル代表者会議は以下の事項について審議、決定を行う。
 - i. サークルに関する諸問題の解決
 - ii. サークル援助金の決定
 - iii. 大学との協議、交渉

第8条(サークル代表者)

1. サークル代表者とは、学友会の総会において学友会公認もしくは準公認を認められたサークルの代表者を指す。
2. サークル代表者は複数の公認及び準公認サークルの代表者を兼任して会議に出席することはできない。

第9条(サークル代表者会議議長団)

1. 議長団はサークル代表者会議によって選出、任命され、会議の運営を行う。
2. 議長団は、議長、副議長、書記2名の計 4 名によって構成され、それに加え最低2名の執行委員会委員が補助につくものとする。
3. 議長団は原則としてサークル代表者から選出されるが、候補者がいない場合は執行委員会の委員が代行する。
4. 準公認サークルの代表者は議長団に選出されない。
5. 議長団の任期は1年とする。ただし公認及び準公認サークル総数の過半数の要求が執行委員会によって受理された場合、議長団員は罷免される。
6. 任期内に卒業が予定される者は議長団に選出されない。
7. 議長団員が罷免された場合、もしくは何らかの理由で議長団の職務を行うことが著しく困難な場合は、サークル代表者会議において新たな議長団員を選出する。

第 10 条(サークル代表者会議の開催)

1. 以下の場合、議長はサークル代表者会議を開催しなければならない。
 - i. 議長が必要と判断した場合
 - ii. サークル代表者が要求し、議長がそれを認めた場合
 - iii. 学友会の各機関が要請した場合
2. サークル代表者会議を開催する場合、議長は開催の一週間以上前に立て看板およびサークルポストを利用して開催の通知をしなければならない。
3. サークル代表者会議の開催に必要な定足数は、その会議に招集されたサークル代表者の三分の二以上である。

第 11 条(サークル代表者会議における議決)

1. サークル代表者会議における議決は、1サークル 1 票の多数決で行い、出席サークル数の過半数で可決される。
2. 議長は投票権を持たないが、可否同数の場合は議長の判断に委ねられる。
3. 全ての公認及び準公認サークルはサークル代表者会議の議決に従わなければならない。
4. これに関する罰則規定はサークル代表者会議の決議による。

第 12 条(サークル代表者会議への出席義務)

1. 召集された全サークル代表者はサークル代表者会議への出席義務を負う。
2. やむをえない理由で代表者が出席できない場合は代理人を立て出席させることができる。その際代理人はサークル代表者と同等に扱われる。
3. 代理人は複数のサークルの代表者となることはできない。
4. 代理人を立てられない場合は事前に議長に連絡しなければならない。
5. 年間を通じて何の連絡も無く欠席を続けた場合、学友会公認および準公認取り消しの対象となる。

第 13 条(サークル代表者会議への出席権)

1. サークル代表者でない者は原則としてサークル代表者会議に参加できないが、議長が認めた場合、その会議に参加し意見を述べるができる。ただし投票権の与奪は議長の判断による。
2. 議長が必要であると判断した場合、議長は本会各機関の役員に対してサークル代表者会議に出席し意見を述べることを要請できる。ただし投票権の与奪は議長の判断による。

第 14 条(サークル代表者会議の内部機関)

サークル代表者会議は必要に応じて内部機関を創設、運営することができる。

第4章(サークル援助金)

第 15 条(サークル援助金の定義)

サークル援助金とは、学友会費から支出される公認サークルへの援助金の事である。

第 16 条(サークル援助金総額の決定)

サークル援助金の総額は、総会において決定する。

第 17 条(サークル援助金支給額の決定)

1. 個々の公認サークルへの援助金の支給額は、会計委員会の監査報告を元にサークル代表者会議での議決をもって決定とする。
2. 個々の公認サークルへの援助金の支給額が決定したら、議長は詳細を会計委員会に報告しなければならない。

第 18 条(サークル援助金の決定期限)

1. 個々の公認サークルへの援助金支給額が、総会でサークル援助金総額が決定された年度の三月末日までに決定できない場合、そのサークル援助金は支給されない。
2. サークル援助金が支給されなかった場合、その援助金は原則として次年度へ繰り越される。

第 19 条(準公認サークルへの援助金)

準公認期間中の活動に対して、サークル援助金は支給されない。

第 20 条(体育会)

体育会をサークル代表者会議の下に置く。

第5章(附則)

第 21 条(施行年月日)

本則は平成二十五年四月一日より施行する。

宣伝広報活動に関する細則

第1条(大学未公認団体の宣伝広報活動)

大学未公認団体が学内において宣伝・広報・勧誘活動等を行う場合、執行委員会に届け出をして受理され、かつ学校の承認を得なければならない。

第2条(当細則の例外にあたる事項)

本細則第1条の例外として、以下の事項を制定する。

1. 新入生歓迎期間中は新入生歓迎委員会が宣伝広報勧誘活動の管理を一任されるものとする。
2. 調布祭期間中は調布祭実行委員会が宣伝広報勧誘活動の管理を一任されるものとする。
3. その他、執行委員長が必要と判断した場合、総会での承認を得ることなく適当な学友会組織に宣伝広報勧誘活動の管理を委任することができる。

第3条(施行年月日)

本則は平成十六年六月一日より施行する。

学友会員の権利における細則

第1条（学友会員休学申請）

学友会員が休学（留学に伴う休学を含む）をする場合、休学する前日までに学友会に学友会員休学申請を行えば、休学期間中の学友会員としての権利を失効するかわりに、休学期間分の権利を延長する。

第2条（申請手続き）

学友会に学友会員休学申請を行う際には、事前に本学教務課に休学申請を行い、その際発行される休学願の控え（教務課の受領印が押されたものに限る）を申請当日に提示する必要がある。受付は、会計委員会が行うこととする。

第3条（施行年月日）

本則は平成二十七年六月一日より施行する。